

# 爽風館高等学校及び学びヶ丘中学校給食調理業務企画案

## 募 集 要 項

### 1. 企画提案を求める業務の概要

#### 1. 1 企画提案を求める理由

本事業は、爽風館高等学校及び学びヶ丘中学校の夜間の学校給食を提供するもの。加えて、昼間に食堂経営を行うことを条件とする。本事業を円滑に進めるためには、年齢層が幅広く、様々バックグラウンドを持つ夜間定時制学校の生徒に適した安全でおいしい学校給食を継続的に提供する能力と、昼間の食堂を経営する能力が必要である。当調達を行うにあたって、公募型プロポーザル（以下、「プロポーザル」という。）により、本調達に対する意欲、資質、技術能力及び実績等が優れた者を募集する。

#### 1. 2 名称

爽風館高等学校及び学びヶ丘中学校給食調理業務委託契約

#### 1. 3 委託内容

爽風館高等学校及び学びヶ丘中学校給食調理業務委託仕様書のとおり

#### 1. 4 履行場所 大分県大分市上野丘 1-11-14

大分県立爽風館高等学校・大分県立学びヶ丘中学校

#### 1. 5 履行期間 契約締結の日から令和10年7月31日の間

#### 1. 6 限度額 金 46,714,971 円（消費税及び地方消費税を含む）

※この金額は、契約時の予定価格を示すものでなく、本事業の調達における提案価格の上限額であり、企画内容の規模をしめすものであることに留意すること。

※委託業務に係る全ての経費を含む。

### 2. 企画提案参加資格

企画提案への参加を希望する者は、参加資格を有することを証明するため、企画提案参加資格確認申請書（様式1号。以下「申請書」という。）を提出し、企画提案参加資格の確認をうけなければならない。なお、資格要件確認のため、大分県警察本部に紹介する場合がある。

## (1) 企画提案参加資格要件

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- イ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申し立て、又は民事再生法（平成11年法律大225号）に基づき民事再生手続き開始の申し立てがなされている者（更生手続き開始又は民事再生手続き開始の決定を受けたものを除く。）ではないこと。
- ウ自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次の各号に掲げる者が実質的な運営および経営に関与していないこと。
  - (ア) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
  - (イ) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
  - (ウ) 暴力団員が役員となっている事業者
  - (エ) 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
  - (オ) 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
  - (カ) 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者
  - (キ) 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者
  - (ク) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- エ この公告の日から審査結果の通知日までの間に大分県からの受注業務に関し、指名停止を受けている者ではないこと。
- オ 法人税、法人事業税、消費税、全ての都道府県税を滞納していない者であること。
- カ 大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格（令和6年大分県告示第255号）に規定する入札参加資格を取得している者であること。
- キ 学校給食業務又は集団給食業務に実績を有し、確実にかつ継続的に遂行できる能力を有していること。なお、実績は過去2年以2箇所以上とする。
- ク 厚生労働省が作成した「大量調理施設衛生管理マニュアル」又は文部科学省が定めた「夜間学校給食衛生管理基準」に基づいた調理業務を自社において確立し、に、これに基づき調理業務を行っていること。
- ケ 従業員に対して食品の安全衛生に関する教育を計画的に実施していること。
- コ 学校の要望に応じた給食の取組実績があること。
- サ 学校給食調理業務に加えて昼間に同施設で食堂経営ができること。（別紙1）

### 3. 企画提案参加資格確認申請書の提出

#### (1) 申請書（様式第1号）

申請書に次のものを添付すること。

##### ア 会社概要等整理表（様式第2号）

既に作成されている会社概要等紹介のパンフレット等がある場合は、それを添付すること。

##### イ 誓約書（様式第3号）

#### (2) 提出期限

募集の日から令和8年2月17日（火） 17時まで（必着）

#### (3) 提出場所

〒870-8503 大分県大分市府内町3丁目10番1号

大分県教育庁体育保健課学校保健・食育班 営掛

電話（直通）：097-506-5636

FAX : 097-506-1866

E-MAIL : [kutsukake-yuko@pref.oita.lg.jp](mailto:kutsukake-yuko@pref.oita.lg.jp)

#### (4) 提出方法

申請書の提出は、持参又は郵送及び電子メールによるものとする。なお、郵送及び電子メールの場合は期限まで必着とすること。なお、電子メールで提出の場合は、期限までに3（3）の担当者へ電話で送信確認すること。

### 4. 企画提案参加資格審査結果の通知

企画提案参加資格確認の結果は令和8年2月19日（木）から郵送により通知する。なお、企画提案参加資格がない旨の通知を受理した者は、その理由について説明を求めることができる。説明を求める場合は、令和8年2月25日（水）までに教育長宛ての書面（様式自由）を3（3）の場所に郵送又は持参すること。理由は書面にて回答する。

### 5 スケジュール

#### 5. 1 日程

（1）募集開始	令和8年2月5日（木）
（2）申請書及び質問書受付期限	令和8年2月17日（火） 17時まで
（3）企画提案書等の提出期限	令和8年2月5日（木）から 令和8年2月27日（金） 17時まで
（4）プレゼンテーション審査	令和8年3月13日（金）
（5）採用業者の決定	令和8年3月18日（水）
（6）契約締結予定日	令和8年4月上旬

## 5. 2 企画提案説明会

実施しない

※応募要項等は大分県ホームページからダウンロードすること。

## 5. 3 質問の受付

募集要項等に関する質問は質問票（様式第4号）により受け付ける。

- (1) 受付期間：令和8年2月5日（木）から令和8年2月17日（火）17時まで
- (2) 提出方法：電子メール（電話で送信確認のこと）又は郵送により3（3）まで送付すること。
- (3) 回答方法：質問提出のあった業者に対して、令和8年2月18日（水）までに電子メールで回答する。

## 5. 4 企画提案書等の提出

- (1) 企画提案者は、次のアからカまでの書類を下記提出先に持参又は郵送により提出すること。

提出部数は、アからウまでの書類（以下「企画提案書等」という。）について  
は、9部（正本1部、副本8部）（副本については提出書類の記載内容等から提  
案者が特定できないようにすること。）、エからカまでの書類は1部とする。  
なお、提案者1事業者につき1提案とし、提案内容に係る費用の額は、「1. 5  
委託上限額」を超えないものとする。

ア 企画提案書（様式第5号）

イ 企画提案概要書（A4版、任意様式（記載内容によりA3版も可））

ウ 業務に要する経費の見積書（A4版、任意様式／項目は様式第6号参照）

エ 契約実績に関する資料（契約実績調書及び契約書の写し等）

オ 衛生管理に関する資料（衛生管理マニュアル、衛生管理体制等）

カ 従業員の安全衛生教育に関する資料（安全衛生に関する研修計画等）

- (2) 企画提案書等の提出期間

[提出期間] 令和8年2月5日（木）から令和8年2月27日（金）

ただし、上記期間の休業日を除く毎日、9時から17時までとする

[提出方法] 郵送又は持参（FAX、電子メールによる応募は不可）

※持参の場合は、9時から17時まで（休業日を除く）

[提出場所]

〒870-8503 大分県大分市府内町3丁目10番1号

大分県教育庁体育保健課学校保健・食育班（担当：沓掛）

ア 提出期間内に大分県教育庁体育保健課学校保健・食育班が企画提案書を受理でき  
ない場合は、審査対象としない。

イ 一度提出した企画提案書等は、これを書き換え、差し替えまたは、撤回することができないものとする。

(3) 企画提案の無効

「2 企画提案の参加資格」の条件を満たさなくなった者の企画提案及び次のいずれかに該当する企画提案は無効とする。

ア 募集要項の規則に反した提案

イ 「1. 5 委託料上限額」を超える提案

ウ 誤字、脱字等により必要事項が確認できない提案

エ 辞退届（様式第7号）を提出した者が提出した提案

## 5. 5 企画提案等のプレゼンテーションについて

(1) 日 時 令和8年3月13日（金）10：00から

(2) 場 所 大分県庁舎別館B11会議室

(3) 方 法 提出された企画提案書等により15分以内で提案内容を説明（2名以内）し、企画提案書等及びプレゼンテーションに基づき質疑応答を行う。

プレゼンテーションは企画提案書のみで行い、追加資料の提出は認めない。プレゼンテーションにあたり、やむを得ずパソコンによってプレゼンテーションを行える範囲はCMSの動作確認など、企画提案書上では不可能なもののみとし、企画提案書には、パソコンによって提案書に記載のない事項を追加提案することは認めない。スクリーン及びプロジェクトについて県が準備するが、パソコン等の機器及びデータファイルについては当日持参すること。

(4) その他 企画提案希望者が多数（6名以上）となった場合は、「7. 3」に従い、提出された企画提案書等の事前審査を行い、プレゼンテーションに参加するもの（5者）を選定する。

## 6 提出書類等

別紙「仕様書」及び「企画提案書作成要領」に基づき企画書を作成すること。

## 7 審査及び委託業者の決定に関する事項

### 7. 1 委託業者の選定方式

委託業者については、一般公募により幅広く企画提案をつのる公募型プロポーザル方式により選定する。

### 7. 2 審査委員会

審査は、企画書及び企画提案のプレゼンテーションについて、爽風館高等学校及び学びヶ丘中学校給食調理業務委託事業に係る提案審査委員会において行う。

### 7. 3 審査基準

審査に当たっては、別表の爽風館高等学校及び学びヶ丘中学校給食調理業務委託事業に係る提案審査基準表（以下「審査基準表」という。）に基づき審査委員が個別に評価採点（100点満点）し、その点数を合計する方法により得点を算出し、順位を決定する。

### 7. 4 選定

- (1) 7. 3 の審査基準により各審査委員の評価点の合計の最も高い者を、最優秀提案者として選定する。なお、最優秀提案者以外の者についても、評価点の高い順に順位付けを行う。
- (2) 選定結果は、全ての提案者に文書で速やかに通知する。
- (3) 審査経緯及び審査内容は公表しない。
- (4) 選定結果に対する異議申し立ては受け付けない。

## 8 契約等の締結

- (1) 前期 7. 4 の選定による最優秀提案者業務委託候補者として業務履行に必要な協議を行なう。協議が整った場合に当該候補者から見積書を徴収し、当該見積書の内容を精査の上、随意契約による業務委託契約を締結する。なお、提案された内容をもとに、県と協議の上、企画・調整を行う。
- (2) 協議が不調の時は、前期 7. 4 により順位付けられた上位の者から順に契約等の締結の協議を行うものとする。

## 9 企画提案の失格、無効

次のいずれかに該当する申し込みは無効とする。

- ア 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭であるもの又は記名のない参加表明書により参加申し込みをしたもの。
- イ 資格審査の結果、参加資格がないとみとめられたもの。
- ウ 虚偽の申請により資格を得た者が提出したもの。
- エ 指定する提出期限を超えて提出したもの。
- オ 「6. 提出書類等」に示す提出書類がないもの。
- カ 契約限度額を超える金額で見積書を提出したもの。
- キ 不正行為が行われたと認められるもの。

## 10. プロポーザルの停止、中止及び取り消し

緊急等やむを得ない理由により、プロポーザルを実施することができないとみとめられる場合は、プロポーザルを停止、中止又は取り消すことがある。なお、この場合においてプロポーザルに要した費用を県に請求することはできない。

## 11. その他

- ア 本プロポーザルへの参加に要する一切の費用は提案者の負担とする。
- イ 本プロポーザルの参加において知り得た秘密は他には漏らしてはならない。
- ウ 提案書の扱い
  - (ア) 提出された提案書は、本プロポーザル以外に無断で使用しないものとする。
  - (イ) 提出された書類は、必要に応じて複製を作成することがある。
  - (ウ) 提出された書類は、返却しない。
  - (エ) 提出期限後は、企画提案書等に記載された内容の変更を認めない。
  - (オ) 提出された企画提案書に係る著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む）は大分県に帰属し、無償で大分県に譲渡するものとする。
- エ 実際の業務内容は、提案内容を基に予算の範囲内で県と選定した業者との話し合いにより決定する。
- オ 提案書の提出は、1者について1案とする。
- カ 参加者から提出された従業員等の個人情報は、実施及び契約に係る事務処理において必要な連絡のみに用いるものとし、他の用途には用いないこととする。
- キ 上記カに示す個人情報の取扱いは、大分県個人情報保護条例（平成13年大分県条例第45号）の規定に従うこととする。
- ク 企画提案内容に含まれる特許権などの法律に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、参加者が負うものとする。

\* 本件問合せ先

大分県教育庁体育保健課学校保健・食育班 倉掛

電話 097-506-5636

E-MAIL : [kutsukake-yuko@pref.oita.jp](mailto:kutsukake-yuko@pref.oita.jp)

(別紙1)

参加要件「昼の食堂経営」について

提案競技参加は、学校給食調理業務に加えて昼間に食堂経営を行うことを条件とします。

- 1 関係法令を遵守し、「夜間学校給食衛生管理基準」に準じて安全衛生に十分注意してください。
- 2 食堂経営に当たっては、各種法令に基づき必要な手続きを行ってください。また、手続きに要する費用も負担してください。
- 3 食堂の利用者、利用時間等について
  - (1) 利用者
    - ・生徒、教職員及び外來者（参考：昼間の生徒、教職員の1日の見込数約50人）
  - (2) 利用する曜日及び時間
    - ・定時制は月曜日から金曜日。通信制は日曜日（月に1～2回）と月曜日、木曜日
    - ・時間については、原則として次のとおりとしますが、学校との協議や利用状況によっては変更する場合もあります。  
食堂（平日、日曜日ともに11:30～14:00）
  - (3) 食堂のメニュー及び料金
    - ・日替わり定食1食500～600円程度のものを1日50食ほど提供できるようにしてください。（その他は利用しやすい料金、メニューであること。）
- 4 施設、設備等の利用について
  - (1) 施設：学校に使用許可を申請してください。
  - (2) 設備等：設備、器具、食器類は無償で利用できます。
- 5 光熱水費について  
食堂で昼食を提供するための厨房の使用に関わる電気代、ガス代（厨房器具と厨房空調）、上下水道代等の庁舎等管理費の負担が必要です。
- 6 消耗品について  
食堂で昼食を提供するのに必要な消耗品（食器洗剤、ゴミ袋、ラップ等）及びゴミ捨てに要する経費は負担してください。なお、その他の消耗品については別途学校と協議します。
- 7 食材について  
給食及び給食用食材を食堂での昼食に使用することを固く禁じます。
- 8 その他  
詳細については、学校にお問い合わせください。  
(爽風館高等学校 TEL 097-547-7700)

(別表)

## 爽風館高等学校及び学びヶ丘中学校給食調理業務委託事業に係る提案審査基準表

	評価項目	評価基準	配点
1	学校給食に関する基本的な考え方	① 夜間学校において安全・安心でおいしい給食を提供するための理念・方針 ② 食物アレルギーに対する取組 ③ 災害発生時の対応及び協力体制	/15
2	衛生管理に関する考え方	① 衛生管理に関する基本的な考え方 ② 衛生管理体制について(衛生管理に関するチェック方法、報告・管理体制、基準等) ③ 調理従事者等の健康管理体制 ④ 問題発生時(異物混入、食中毒等)の対応策及び管理体制	/20
3	労働安全管理及び調理従事者の配置に関する考え方	① 労働安全管理に関する考え方 ② 調理従事者の雇用に対する考え方 ③ 人員構成及び勤務体制 ④ 業務の指揮、命令系統	/20
4	調理従事者の教育に関する考え方	① 調理業務の安全衛生や調理技術向上に関する教育・研修体制 ② 受託から給食開始までの教育・研修体制	/10
5	学校との連携に関する考え方	学校との連携について	/10
6	事業者の社会的貢献理念	社会的貢献の理念について	/10
7	実績	同様の施設での実績・経験について(昼間の食堂経営に関する実績・経験を含む)	/15
計			/100